

令和 年 月 日

化学物質アドバイザー派遣事業事務局 御中
(e-mail : adviser@ceis.or.jp)

化学物質アドバイザー派遣に関する申請書

化学物質アドバイザーの派遣を要請する依頼者は、諸規定を遵守し、以下のとおり化学物質アドバイザーの派遣を申請します。

1. 依頼者

組織名：

代表者の役職・氏名：

所在地：

担当者の連絡先

氏名：

電話番号：

e-mail：

2. 派遣の内容

派遣を要請する化学物質アドバイザー：

氏名

登録番号

派遣期間：令和 年 月 日 () 時 ～ 時

派遣回数： 回

派遣先予定地：

派遣目的： 勉強会・講演会の講師 ・ 説明会等でのアドバイス

※説明会等の案内等がある場合には、参考として添付してください。

参加者（予定）：市民 名、 企業 名、 行政 名

主催者の承諾： 承諾済み ・ 未承諾（この場合は派遣の申請を受け付けません）

3. 化学物質アドバイザーへ依頼する事項

1) 勉強会・講演会の講師を依頼する場合

- ・講演の中心となる事項（最も適切な1項目のみチェック）
 - 化学物質全般のリスクの考え方について
 - 個別化学物質の最新の知見について（物質名： _____）
 - PRTR 制度について
 - PRTR データの読み方について（ 全体的な話 個別の関心事項 ）
（具体的な関心事項： _____）
 - 近隣工場から排出される化学物質について
 - 化学物質の安全管理について
 - リスクコミュニケーションについて
 - その他 _____
（具体的に： _____）
- ・補足情報として講演内容に組み込んで欲しい事項（該当項目全てにチェック）
 - 化学物質全般のリスクの考え方について
 - 個別化学物質の最新の知見について（物質名： _____）
 - PRTR 制度について
 - PRTR データの読み方について（ 全体的な話 個別の関心事項 ）
（具体的な関心事項： _____）
 - 近隣工場から排出される化学物質について
 - 化学物質の安全管理について
 - リスクコミュニケーションについて
 - その他 _____
（具体的に： _____）

2) 住民の説明会等でのアドバイスを依頼する場合

- ・説明会開催の背景（最も適切な1項目のみチェック）
 - PRTR 説明会、定期会合など事業所の日常操業に関する地域対話
 - 事故などの具体的な問題が発生した場合の地域対話
（問題の内容： _____）
 - その他（ _____）
- ・特に問題となると思われる化学物質名（該当する物質を全て記入）
（物質名： _____）

4. 規定

(交通費の支払い)

①化学物質アドバイザーへの交通費の支払い

依頼者は、派遣当日に化学物質アドバイザーに対して実費交通費を支払うものとする。

(禁止事項)

②利害調整要求の禁止

依頼者は、化学物質アドバイザー制度の趣旨に鑑み、化学物質アドバイザーに利害関係の調整などの不適切な要求は行わない。

③規定外の謝礼の禁止

依頼者は、当該コミュニケーションに関係するいかなる者も、別途化学物質アドバイザー派遣事業事務局が定める「化学物質アドバイザーの謝金規程」を逸脱して化学物質アドバイザーに金品を贈ってはならない。

④節度を越えた懇親会・会食への化学物質アドバイザーの招待の禁止

依頼者は、化学物質アドバイザーを交えた懇親会や会食を行う場合には、その内容や頻度が常識の範囲を逸脱しないよう配慮することとする。また、懇親会や会食への参加・招待は、結果報告書を通じて化学物質アドバイザー派遣事業事務局に報告するものとする。

(化学物質アドバイザー派遣の中止)

⑤依頼者による派遣の中止

依頼者は、以下の理由で化学物質アドバイザーの派遣を中止することができる。

- ・派遣日時や頻度の調整がつかない場合
- ・本業務に関して解説を受ける必要がなくなったと判断した場合（結果報告書にはその理由を明記すること）
- ・化学物質アドバイザーから本業務の趣旨に反する発言や要求があった場合

⑥化学物質アドバイザー派遣事業事務局による派遣の中止

化学物質アドバイザー派遣事業事務局は、以下の理由で化学物質アドバイザーの派遣を中止することができる。

- ・依頼者に本制度の趣旨に反する行為があった場合
- ・その他、化学物質アドバイザー派遣事業事務局が化学物質アドバイザーの派遣が困難または不適切と判断した場合

(申請内容の変更)

⑦申請内容の変更

申請内容に変更が生じた場合には、申請書を再度化学物質アドバイザー派遣事業事務局に提出するものとする。また、「2. 派遣の内容」に変更の必要が生じた場合には、依頼者と化学物質アドバイザーで協議の上決定するものとする。

(その他)

⑧アドバイザーの助言により何らかの問題が生じた場合の責任の所在

アドバイザーの助言により、何らかの問題が生じても、アドバイザー、環境省、化学物質アドバイザー派遣事業事務局は、一切その責任を負わない。

⑨派遣結果報告書の提出

依頼者は、化学物質アドバイザー派遣日より 20 日以内に規定の派遣結果報告書を化学物質アドバイザー派遣事業事務局に提出するものとする。

⑩その他協議事項

その他、不明の点、判断に困る事柄が生じた場合には、依頼者、化学物質アドバイザー、化学物質アドバイザー派遣事業事務局で協議のうえ決定することとする。